

棄てないで 選挙の責任 とちぎの未来

栃木県知事選挙

十二月一日(日)

十二月一日(日)は、栃木県知事選挙の投票日です。素晴らしい栃木県、そして栃木県を代表する顔「日光市」の発展のために、候補者の政策や人物をよく判断して、投票しましょう。投票時間は、午前七時～午後六時までです。

●今回の選挙の投票ができる人

①昭和五十一年十二月二日以前に生まれた人(日本国籍)で、本年八月十三日以前に日光市の住民票が作られたか、または転入届をし、引き続き三カ月以上住んでいる人。ただし、犯罪等の理由で選挙権が停止している方は投票できません。
②本年八月十四日以降に日光市に転入した方は、日光市では投票できませんが、県外ではなく、栃木県内の他の市町村から日光市に転入した人は、前に住んでいた住所地で投票ができます。但し、前に住んでいた市町村の選挙人名簿に登録されている必要があります。

前の住所地で投票しようとする場合には、日光市長の発行する住民票の写などの証明書を持参する必要があります。詳しくは、日光市選挙管理委員会(☎五四一―一―内線一八二・一八六)へお問い合わせください。

③本年八月十四日以降に栃木県内の他の市町村に転入届をした人で、それ以前に日光市に引き続いて三カ月以上住んでいた方は、日光市で投票ができる場合があります。選挙管理委員会にお問い合わせください。

●投票所入場券は郵送です。

投票所入場券は、選挙公報を添えて各世帯へ郵送いたします。お手元に届きましたら、住所、氏名、投票所等を確認し、誤りがありましたら選挙管理委員会または投票日の当日に投票所の係員へ、その旨を申し出てください。

にも、投票所で係員にその旨を申し出てください。住所・氏名等で選挙人ご本人であることが確認できれば投票できます。

●不在者投票

①投票日に投票所へ出向いて投票ができない方のための不在者投票は、従前通り市役所・支所・出張所で行います。

不在者投票は、十一月十四日(告示の日)から十一月三十日までの間、毎日午前八時三十分から午後五時まで行います。但し、小来川支所・清滝出張所・中宮祠出張所では、土曜日および休日に行いませんので、ご注意ください。

また、不在者投票をする場合は印鑑が必要です。忘れずにご持参ください。お手元に投票所入場券が届いている場合には、入場券もご持参ください。

②栃木県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームに入院または入所している方は、その施設で不在者投票ができます。詳しくは、その施設の事務取扱担当者にお問い合わせください。

③身体に重度の障害をお持ちの方や寝たきりである老人の方には、ご自宅に不在者投票ができる郵便による不在者投票(「郵便投票証明書」を交付されている方のみ)の制度があります。詳しくは、選挙管理委員会へお問い合わせください。

また、既にこの「郵便投票証明書」を交付されている方は、十一月二十七日までに投票用紙交付の請求をしてください。

④仕事に従事するため、遠隔地に長期間滞在しなければならず、不在者投票の期間中にも帰郷することができない方は、主張先で不在者投票ができます。詳しくは、選挙管理委員会でお確かめください。

●開票

開票所は日光市体育館。開票の日は、十二月一日の午後七時三十分からとなります。なお、選挙人であれば、開票を参観できます。

▼選挙についてのお問い合わせは、日光市選挙管理委員会(☎五四一―一―内線一八二・一八六)へ。

※各地区の投票所は次頁に掲載しています。